

令和6年 8月 27日



岩倉市における、インクルーシブ保育の
さらなる推進をもとめる請願書

岩倉市議会議長 関戸郁文 殿

請願団体 岩倉市立保育園父母の会連絡会

代表者 市川 玄人

住所 岩倉市

紹介議員

大野 慎治

日比野 走

塚崎 海音緒

木村 冬樹

柳谷 規子

【請願趣旨】

岩倉市が策定している、障がい児福祉計画(第3期)においては、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築と、各事業での障がい児受け入れ数の目標が示されています。公立・私立を含めた保育園等での障がい児受け入れ目標は、令和6~8年度で毎年40人です。しかし、令和4年度の実績は33人でした。令和5年度の実績は公表されていませんが、今後継続的に40人という目標を達成していくには、さらなる施策が必要であると考えられます。

岩倉市において障がい児の受け入れは、ほとんどが公立保育園でのみ行われているのが実情です。幼稚園・認定こども園等での受け入れの例もあると聞きますが、必ずしも対象児に個別で職員が配置されるものではなく、また障がいの度合いによっては入園を断られる現実があります。岩倉市が掲げる障がい児のインクルージョンとは、障がいの有無・年齢・国籍等に関わらず、すべての子どもを受け入れて一緒に過ごし、共に育ち合う「インクルーシブ保育」であると理解しています。しかし、障がい児の就園先は実質的に公立保育園しか選択できず、保育園の利用には就労などの要件があることから、本来望まない場合でも保護者は就労せざるを得ません。

しかし、障がい児の社会への適応とその子らしい成長を促すには、保育園での集団生活を経験するに留まらず、専門機関に相談しながら適切なサポートを受け、環境を整えていくことが重要です。それは具体的には、定期的な病院受診・療育事業所の見学や選定・付き添い・支援級や支援学校を含めた就学先の見学や面接・障害者手帳の取得や更新など、多岐に渡ります。また、障がい児の環境調整には、利用する保育園・事業所・病院等、関係各所同士の情報交換が欠かせませんが、その連携のためには保護者が能動的に動く必要があります。加えて、近年「きょうだい児」として問題視されているように、障がいのあるきょうだいを持つ子どもは、保護者が障がい児のケアに追われることなどから、孤独や辛さを抱え込みやすいと言われます。きょうだいがいる場合は、その児の心にも丁寧に向き合う必要があります。これらを、月60時間の就労要件を満たしながら同時に行うのは、障がい児の状態や家庭の状況によっては大変困難です。

前述の障がい児福祉計画(第3期)では、私立園での障がい児受け入れの働きかけにも言及がありますが、私立園独自の方針もあり、すぐに受け入れが進むわけではないと考えられます。目標数である40人を達成し続けるためには、保育園入園のネックとなっている就労要件についての見直しを行い、まずは公立園での受け入れを更に進めるべきではないでしょうか。名古屋市・江南市などの近隣他市では、就労などの保育要件に該当しない場合でも、対象児本人の障がいを理由に入園が認められる場合があるなど、より柔軟な運用が

されています。

これらをふまえて、岩倉市にも近隣他市と同様の制度・対応を強く望みます。なお令和3年にも、これに近い主旨の請願を行っており、その際に執行機関である子育て支援課(当時)からは、近隣他市のように保育要件に柔軟性を持たせることも可能である旨ご回答を頂いており、今回はその実現のために改めて要望します。

障がい児をもつ保護者は、我が子が成人した時に、更に言えば親なき後に、どのような生活を送ることになるのか不透明で、常に不安を抱えています。今可能な最大限の支援を尽くし、将来の就労や社会生活の可能性を広げてやりたいと考えるのは、保護者として当然の感情です。そうして将来なんらかの形で社会参加できる人間を育み世に送り出すことは、社会全体の利益に資するものでもあると考えます。

以上より、次のことについて請願いたします。

【請願項目】

- 「保育の必要性」の認定基準を、岩倉市の判断において弾力的に運用し、対象児の障がいを認定することで、入園可能とする対応を望みます。
- 前項の実現が難しい場合は国や県に意見書を提出し、対象児に障がいがあることが、国の定める「保育の必要性」を認める事由として盛り込まれるように働きかけることを望みます。

**障害児インクルージョン推進のため、
対象児に障害があることを
保育が必要な要件とみなす対応を求める意見書（案）**

就学前の障害児通所施設として、児童発達支援事業所や児童発達支援センター等が挙げられる。専門性の高い人材が配置される利点があるものの、利用者をその地域社会の人間関係から切り離してしまう懸念がある。

一方、近隣の保育所で障害児を受け入れる場合、その地域の幼児と同じ集団の中で保育を受けることができる。それによって、将来的に地域社会で生活する基盤となる人間関係が築かれる長所がある。

障害児は障害児通所施設で、健常児は保育所で、という分断を早期に生むことは、社会的包容(インクルージョン)の理念からは遠ざかる。障害の有無に関わらず、全ての子どもを受け入れて共に育ち合える環境を構築し、必要に応じてそれを選択できることが重要と考える。

しかし、保育所を利用するには、保護者の就労など国の定める「保育の必要性」が認められなければならない。本来望まない場合でも保護者は就労を強いられることとなる。障害児の保護者は、定期的な病院受診・療育機関への付き添い・就学先の検討・障害者手帳の取得や更新など、我が子を支援するため日常的に様々な負担があり、就労要件が満たせずに保育所の利用を断念せざるを得ないケースも発生する。また、何とか要件を満たしたとしても、障害児育児と仕事に追われる生活を継続し続けることは大変困難な場合がある。

障害児の保育所利用を選択したいがために、保護者が本来望まない就労を強いられる現状は、障害児とその家族のためにも、障害児(者)のインクルージョンという社会的な観点からも、改善されるべきである。

よって、岩倉市議会は、国において対象児自身に障害があることを「保育の必要性」を認める事由として盛り込むことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

岩倉市議会

提出先 / 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 厚生労働大臣

**障害児インクルージョン推進のため、
対象児に障害があることを
保育が必要な要件とみなす対応を求める意見書（案）**

就学前の障害児通所施設として、児童発達支援事業所や児童発達支援センター等が挙げられる。専門性の高い人材が配置される利点があるものの、利用者をその地域社会の人間関係から切り離してしまう懸念がある。

一方、近隣の保育所で障害児を受け入れる場合、その地域の幼児と同じ集団の中で保育を受けることができる。それによって、将来的に地域社会で生活する基盤となる人間関係が築かれる長所がある。

障害児は障害児通所施設で、健常児は保育所で、という分断を早期に生むことは、社会的包容（インクルージョン）の理念からは遠ざかる。障害の有無に関わらず、全ての子どもを受け入れて共に育ち合える環境を構築し、必要に応じてそれを選択できることが重要と考える。

しかし、保育所を利用するには、保護者の就労など国の定める「保育の必要性」が認められなければならない。本来望まない場合でも保護者は就労を強いられることとなる。障害児の保護者は、定期的な病院受診・療育機関への付き添い・就学先の検討・障害者手帳の取得や更新など、我が子を支援するため日常的に様々な負担があり、就労要件が満たせずに保育所の利用を断念せざるを得ないケースも発生する。また、何とか要件を満たしたとしても、障害児育児と仕事に追われる生活を継続し続けることは大変困難な場合がある。

障害児の保育所利用を選択したいがために、保護者が本来望まない就労を強いられる現状は、障害児とその家族のためにも、障害児(者)のインクルージョンという社会的な観点からも、改善されるべきである。

よって、岩倉市議会は、国において対象児自身に障害があることが「保育の必要性」を認める事由として盛り込まれることを強く要望している。また、市区町村の保育事業を管轄する県の立場におかれても、同様のことを国へ働きかけていくことを要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

岩倉市議会

提出先 / 愛知県知事